

ふじおか義英 県議が6月27日、6月県議会（6/22～7/7）一般質問に立ちました。質問と答弁の要旨を紹介します。



＊ ＊ 望月高校と学びの改革基本構想 ＊ ＊

藤岡 第1次高校再編対象になってしまった望月高校にも白馬高校と同じ対応を。県民は「学びの改革基本構想」の中身を知らないのが現状。地域懇談会回数や時間を増やし、関係者や高校生の意見も受け止めるべき。また、立地での差別化により教員配置や設備面など教育条件でも差がついてしまわないか危惧している。生徒が入学後進路を選択できるような環境を整える事が必要。

教育長 望月高校は在籍生徒数により再編計画の基準に達し、該当以前より存続の検討がなされた白馬高校と同じにはできない。地域懇談会についてはどなたでも参加可能とし、意見交換会も開催予定。また、学習指導要領により同じ学びの保障をしている。都市部にも中山間地にも高校の存立が望ましく、多様な進路が可能となるよう環境を整えていきたい。

藤岡 是非地元の意見をしっかり耳を傾け慎重な対応を。

＊ ＊ 大型イオンモール開発許可は妥当か in 樋橋地区 ＊ ＊

藤岡 佐久市樋橋地区への大型イオンモール誘致は、農振法の制限がかかるはず。県は農地転用の許可を出すべきではない。また、地元商店街の衰退、地元周辺地域との格差を広げてしまうのでは。今後知事への協議が必要となるが時期はいつか。さらに県として均衡ある発展のため助言を行うべき。

農政部長 当該事業の実施に影響は及ぼさず、除外はやむを得ないものと判断。農業振興地域整備変更の協議、農地転用許可にあたっては法に従い審査していく。

産業労働部長 活性化や利便性の期待される一方、高齢者の買い物の場の役割を持つ商店街の振興といかに両立させるか課題。大型店と商店街が連携した街づくりの道を。

建設部長 県知事への協議は本年秋ごろの予定と聞く。住民の合意形成がなされた都市像の実現に向け適時的確に助言を行う。

＊ 大北森林組合不正問題 世論は「再調査」— 知事「再三説明」 ＊

藤岡 裁判の判決は「県に重大な落ち度があった」と県の関与を厳しく指摘。司法が県の不正容認を認定したことをどう受け止めるのか。また、知事も出席する説明会を直ちに開催すべき。

知事 “森林組合と元専務理事”が問われた刑事事件。県民への説明は議場でも再三話した。

藤岡 世論調査でも71%が再調査必要と答えている。判決は出た。司法の結果を真摯に受け止め、真相究明を行い責任の所在を明らかにすべき。百条委員会の設置は待ったなし。

他に共謀罪について知事に質問しましたが、知事は「コメントすべき立場にない」と答えました。

質問を終えて

何が何でも高校再編を進めるという教育長の並々ならぬ決意に触れ、本気で望月高校を守らなければならない年になると感じました。引き続き大北森林組合問題の追及など取り組んでいきます！